

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年5月13日 開会

令和4年5月13日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年5月13日午後1時30分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 松永孝男	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
14番 旭一昭	15番 荻真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

13番 遠藤光浩

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩川金彦	5番 竹川篤志	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 藤浪庸一
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義
13番 牧澤邦彦		

欠席委員

1番 土井治 3番 渡井清孝 4番 渡邊勝彦

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。農繁期で何かとお忙しいこととは存じますが、よろしく申し上げます。

それでは、会議に入る前に、13番、遠藤光浩委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、6番 佐野 均委員、7番 佐野 強委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会議録署名人には、6番 佐野 均委員、7番 佐野 強委員を指名いたします。

本日の会議の日程は、目次のとおり、報第29号から議第34号です。

初めに、報第29号から報第32号まで、一括して事務局から報告させます。お願いします。

事務局 深川主任主査

令和4年3月21日から令和4年4月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の3ページから10ページを御覧ください。

報第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、20件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第32号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するための買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理して差し支えないものとする。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第29号から報第32号まで報告済みといたします。

「議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の12ページを御覧ください。

議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は淀師で、県立富士宮西高等学校の南西に位置する農地です。

受人、光町の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの特定遺贈で、梅、キンカン、露地野菜を栽培する計画です。受人は、新規就農となります。

申請地は、本年3月に別段面積及び区域の指定を受けた農地となり、受人の申請後、耕作面積が1アール（100平方メートル）を上回っている場合は下限面積要件を満たします。

なお、受人の許可後、耕作面積は、521平方メートルで、受人は現在66歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地はこちらも淀師で、市立富丘小学校の北東に位置する農地です。

受人、猫沢の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。もともとの筆を分筆し、淀師■■■■については農地転用を行い、受人の息子さんが住宅を建設する予定で、■■■■は農地として受人が活用する計画です。

受人は現在64歳、耕作面積は許可後2万5,353.8平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は北山で、曾我八幡宮の東側に位置する農地です。

受人、北山の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。本申請地は、受人の居宅の隣地に当たる農地です。

受人は現在48歳、耕作面積は許可後7,486平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は上条及び下条で、大石寺の南西に位置する農地です。

受人、東京都調布市の■■■■さんと渡人■■■■さん、■■■■さんとの使用貸借契約で、露地野菜を栽培する計画です。受人の住所は、東京都調布市となっておりますが、今後、富士宮に借家を借りて移住し、新規就農をする予定です。受人は、自然農法での栽培となりますが、草木が繁茂する等により、近隣農地に迷惑がかからないよう、適正に管理しながら営農する予定です。

受人は現在60歳、耕作面積は許可後3,464.11平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の西に位置する農地です。

受人、野中の■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約で、露地野菜を栽培する計画です。

受人は現在72歳、耕作面積は許可後2万3,826平方メートル、稼働人員は3名です。続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は内野で、法蔵院の北に位置する農地です。

受人、内野の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、露地野菜を栽培する計画です。

申請地は、3月に別段面積及び区域の指定を受けた農地となり、受人の許可後耕作面積は、705平方メートルと、3,000平方メートルを下回っておりますが、1アール100平方メートル以上で下限面積要件を満たします。

受人は現在31歳、新規就農者です。申請地が経営する会社の事務所と近く、余暇時間を利用して耕作する予定です。稼働人員は1名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項、4項、並びに6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

#### 15番 荻 真教委員

ただいま審議中の第1項調査結果について報告いたします。

令和4年5月9日、午前11時頃、私と申請者の息子さん、事務局2名にて、申請地で現地調査を行いました。

申請地は、以前は梅の木が道に出るなど荒れていましたが、今は、休耕地であるものの管理されています。許可後は受人の■■■■さんと息子さんの二人で、梅、キンカン、露地野菜を栽培する予定ですが、営農に支障がないと思います。

申請どおりで問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 滝口主査

ただいま審議中の第4項につきまして、齊藤会長の担当案件になります。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より報告いたします。

令和4年5月9日、午前9時頃、受人及び渡人の代理人である書士、齊藤会長、事務局職員2名にて、現地調査を行いました。

受人は、東京都調布市在住ですが、農地の近傍に借家を借りて移住する予定です。現在、申請地は不耕作状態となっており荒れている状況ですが、申請人にて露地野菜を栽培する予定です。

申請人は、これまで調布市にて、知人の農地で営農経験があるとのことでした。

本申請地では、農薬を使わない自然農法にて営農しますが、草の繁茂等によって近隣に迷惑がかからないよう、適正に管理しながら営農するとのことでした。

申請書どおり問題ないとの報告を受けましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第6項の調査について報告いたします。

5月9日、午前10時頃、受人の■■■■さん、佐野むつみ委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。

申請地は、受人の■■■■さんが経営する会社敷地の隣地となっております。渡人は埼玉におり、耕作されていない状況であったところ、受人が口約束で借り受け、農地の一部について2年ほど耕作を行っており、露地野菜が作付されておりました。

申請内容どおり問題はありませので、審議のほどよろしくお願いたします。  
以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第30号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の14ページを御覧ください。

議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は黒田■■■■、畑ほか1筆、計198.17平方メートルで、山本の■■■■さんが住宅敷地の拡張をしようとするものです。

申請人は現在、申請地北側の住宅に住んでおりますが、自家用車のカーポートを建設するため申請に及んだとのこととす。

申請地は、法典寺の西隣に位置し、黒田と山本の字界にまたがっております。申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地に該当します。周囲は東と北を宅地、西を雑種地、南を農地に接しますが、自己所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われま。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第31号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の15ページを御覧ください。

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりであったので、審議を求める。

第1項及び航空写真は引き続き7ページを御覧ください。

申請地は黒田■■■■、畑、299平方メートルで、山本■■■■の■■■■さん及び■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

申請人は現在本家に住んでおりますが、大変手狭となり、将来設計を考え住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため、申請に及んだとのことです。

申請地は法典寺の西隣に位置する街区に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地に該当します。周囲は東を宅地、西を雑種地、南を道路、北を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われま

す。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は淀師■■■■、畑、492平方メートルで、猫沢の■■■■さんが売買により権利取得し、優良田園住宅を建築しようとするものです。

申請人は現在猫沢に住んでおりますが、子供が成長し、大変手狭となり、住宅建築を検討し、申請に及んだとのことです。

申請地は市立富丘小学校の北東に位置する市街地近傍の区域にある第2種農地に該当します。周囲は東を宅地、北を道路、南と西を農地に接しますが、被害防除措置を行う計画のため影響は軽微であると思われま

す。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は大久保■■■■、田、477平方メートルで、愛知県半田市の■■■■が賃貸借により権利設定し、従業員駐車場に転用しようとするものです。

申請者は、業務用紙袋等の製造・販売を営む法人であり、申請地の北側には、静岡工場として生産拠点があります。今般、申請地近傍にあった従業員駐車場が県道拡幅工事のため立ち退きを余儀なくされたことから、工場に隣接する本申請地を新たに従業員駐車場の代替地として申請に及んだとのこと

です。申請地は大久保公民館から南に300メートルに位置し、中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の周囲は道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はなく、近隣の土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由には問題はありませ

す。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第32号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第33号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の16ページを御覧ください。

議第33号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■、畑、380平方メートルで、杉田二区三町内集会所の南に位置する農地です。申請者の先代が昭和49年に農家住宅を建築し、昭和62年に増築、農業用倉庫などを置いて現在まで利用していますが、農地法の手続を知らず、農家住宅敷地として一体利用していたものです。

申請地は、一部農用地です。今回の住宅敷地の拡張により、分筆した申請地の面積が白地部分で、ほかは青地ということで、農業政策課との協議の上、決定されました。都市計画法上は、農家住宅敷地であり、農業用であれば問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

6番 佐野 均委員

ただいま審議中の第1項についての調査結果について報告します。

5月10日10時より、事務局2名、竹川推進委員さん、私、4名で現地に集合し、申請代理人からの話を聞き、申請書どおりか現場を確認してまいりました。

申請地西側は道路、東側・南側は申請者の所有地であり、問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第33号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の17ページを御覧ください。

議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年4月25日付、第139号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数3人、利用権を設定する者の数3人、利用権を設定する農用地の面積は計2,286平方メートルです。所有権を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積、計9万3,816平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第3項まで全て中間管理事業になります。

第1項から第3項まで同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真は、11、12、及び13ページを御覧ください。

第1項申請地は北山で、時之栖スポーツセンター富士宮グラウンドの北側に、第2項申請地は馬見塚で、馬見塚コミュニティー広場の東側に、第3項申請地は下条で、市立上野小学校の南側に位置する農地です。

いずれも猫沢の■■■■の使用貸借権設定です。1項は9年2か月、2項は9年11か月、3項は10年で、全て新規です。

移転後経営面積は、17万8,316平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地は人穴で、荻平公民館の西に位置する農地になります。

買主は人穴の■■■■さんで、飼料作物を栽培する予定です。

引渡しの時期は令和4年5月31日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決します。

議第34号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第34号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況(令和4年4月11日～令和4年5月12日)について説明します。

本日配付しました、農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

届出書の提出など報告が4件ありました。

第1項、村山■■■■の内、2,693平方メートル、登記山林、現況畑、ほか6筆、計8,410平方メートルの農地です。

昨年末から農地改良のための工事に着手してしまいましたが、手続がなく、1月に発覚したもので、管理課と連携し、是正の指導を行うとともに、申請の手続をするよう指導しておりました。令和4年2月7日に牧草地を目的に農地改良届出書の提出がされ、受理しています。管理課にも同様に提出しております。

工期が令和4年4月15日までの予定でありましたが、3月・4月に雨が多く、工事の危険性を考え、思うように作業が進捗せず、工期を延長したいとの相談があり、届出が提出されました。工期は、令和4年5月30日までとなっております。

続きまして、第2項、上井出■■■■、畑、3万6,248平方メートルについて、所有者の方が高齢で体調不良でもあり、耕作放棄地となってしまうところを申請者が牧草地として利用することになりましたが、地盤が固く、起伏もあるので、農地改良をしたいとのことで、令和4年4月26日、農地改良届出書が提出され、受理をしました。

全体を改良するのではなく、地盤が固いところや起伏のある場所を整備していくということで、搬入土が500立米未満のため、管理課での手続はありません。

工期は、令和4年5月20日までです。

続きまして、第3項、粟倉■■■■、畑、2,689平方メートルほか2筆、8,392平方メートルについて、昨年末に農地の管理が困難なため、果樹栽培を目的に農地の整備のための改良に着手していたものですが、手続がなく、1月に発覚した際に管理課と連携しながら指導を行ってきたものです。

既に工事は終了しておりますが、管理課への手続で図面等の不備がありまして時間を要し、令和4年4月26日、管理課へ申請書が提出され、農業委員会へも農地改良届出書が提出され、受理したものです。併せて事業完了報告書も提出されました。

続きまして、第4項、麓■■■■の内、3万509平方メートル、畑、ほか4筆、計3万5,917平方メートルにつきまして、令和3年10月16日、傾斜のきつい箇所を農地整備し、効率よく作業できるようにするため、農地改良届出書が提出され、受理しました。

搬入土は富士砂防事務所の所管する土ということで、管理課の許可が不要となっております。

工期は、令和4年3月18日までの予定でしたが、天候が悪い日が多く、雨の影響で思うように作業が進まず、工期を延長したいと相談があり、令和4年4月28日、工期の延長届出が提出

されました。

工期は、令和4年8月31日までですが、計画では6月中には終わるとの予定です。ただ、梅雨等で今後天候が悪くなり遅延する可能性もあるため、8月までにしたいとのことでしたので、8月31日で受理をいたしました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

6番 村松慎一推進委員

第1項の村山の案件なんですけど、一応工期の延長ということで出ているようなんですけど、現況が農地改良とはちょっと程遠いような感じがするんですよね。事務局長は、現地を確認されておりますか。

議長

事務局、どうですか。

事務局 深川主任主査

こちらのほうは、あくまでも所有者様の意向が農地改良届ということで受けておまして、今、管理課と連携して是正の指導を行って、その図面を出し直させておりました。その図面もできて、この図面のおりに是正するよというということで指導を行っているので、作業を中止するわけにはいかないの、事業が進んでいるということですが、そういう関係もあって、ちょっと期間が過ぎてしまっているの、今回、工期の延長届ということで提出したのになっています。

6番 村松慎一推進委員

それで、今朝も見てきました。今日も工事やっておりましたよね。牧草地に戻すということらしいですが、これが農地改良かと思えるような工事を現在やっておりますので、その点をもう一度、管理課と共に確認、確認というんですか、図面どおり、指導はされているようなんですけど、行っているのかということを確認したほうがよろしいかなと思います。

事務局 深川主任主査

また管理課のほうと連携を取りながら、現地確認させていただき、指導を続けていきたいと思えます。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、御指摘のほうありがとうございます。

この案件につきましては、随時、事務局も管理課も含めて現場のほうは確認しておまして、そして、状況としまして、当初出された図面と現況が違うということで、今その書類の差し替えの指導を管理課と共にやっている段階でありまして、その間は、事業をストップ、搬入をストップしろとかそういうような指導をした中で今やっている最中でありまして、また、近々現場のほうは確認をしに行きますので、また委員さんのほうで何か気づかれましたら、また連絡をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長

村松委員さん、いいですか。

6番 村松慎一推進委員

はい、お願ひします。

議長

それでは、ほかに御質疑はありますか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしということで、報告済みといたします。

次に、協議事項として、「令和4年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準」について事務局から説明させます。

事務局 池田主査

では、農地の賃貸借情報及び売買金額の情報、農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準の報告をさせていただきます。

農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準についてなんですが、本年度の農繁期の臨時雇等賃金の基準額案を作成いたしましたので提出をいたします。

金額については、農家の負担が増加することが懸念されるため、基準額の決定は慎重に行っております。

本年度の案については、静岡県農業臨時雇賃金の平均額や、富士市が本年度4月に公表しております金額、それから農協の基本作業料金、静岡県の最低賃金等、これらを考慮しまして、提案させていただいているものになります。これらの金額全て軒並み増額になっていることから、本市においても前年度から増額というふうにしております。

増額幅については、県平均を参考といたしまして、富士市と同額といたしました。

なお、当該金額は、あくまで目安となりますので、地域の慣習であるとか、作業の内容に応じた実施をお願いいたします。

この内容については、総会后、ホームページ及び広報ふじのみやへお知らせを記載し、また、富士宮農業協同組合、それから富士開拓農業協同組合、富士市農業委員会へ共有をいたします。

以上になります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、原案のとおり取り計らうこととします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、6月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年5月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時13分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
6 番

会議録署名人  
7 番